

## 神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱

令和 8 年 2 月 25 日 福祉局長決定

令和 8 年 7 月 6 日改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、光熱水費や食料品費など物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、市民への安定的なサービス確保のために必要な経費の助成を行うにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該給付金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 福祉施設等

- ① 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項から 5 項、7 項から 13 項、15 項から 24 項、26 項及び第 8 条の 2 に規定するサービスを提供する施設として市の指定を受けている施設
- ② 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 及び第 20 条の 6 に規定する施設
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項から 8 項、10 項、12 項から 16 項、18 項、19 項、28 項及び 29 項に規定するサービスを提供する施設
- ④ 障害者総合支援法第 77 条及び第 78 条に基づき、市が実施する地域生活支援事業のうち「平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」に定める次のサービスを提供する施設（訪問入浴サービス、日中一時支援）
- ⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する補装具を提供する事業所
- ⑥ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定するサービスを提供する施設及び第 42 条、第 43 条に規定する施設
- ⑦ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する施設
- ⑧ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めた施設

#### (2) 入所施設

福祉施設等のうち、施設へ入所してサービスを提供する施設及び宿泊してサービスを提供する施設（（3）から（6）に定める施設を除く）

(3) 介護・高齢者入所施設

福祉施設等で（1）の①又は②に該当する施設のうち、施設へ入所してサービスを提供する施設及び宿泊してサービスを提供する施設

(4) 障害者入所施設（区分①）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第6項に規定するサービスを提供する施設（療養介護）

(5) 障害者入所施設（区分②）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第8項、10項、12項（宿泊に関するものに限る）、18項及び29項に規定するサービスを提供する施設（短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助及び福祉ホーム）

(6) 障害児入所施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第42条に規定する施設

(7) 通所施設

福祉施設等のうち、居宅より施設へ通いサービスを提供する施設（（8）から（9）に定める施設を除く）

(8) 障害者通所施設

福祉施設等のうち次の施設

- ① 福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第7項、12項（宿泊に関するものを除く）13項、14項及び27項に規定するサービスを提供する施設（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター）
- ② 障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施する地域生活支援事業のうち日中一時支援を提供する施設

(9) 障害児通所支援施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第6条の2の2第2項及び第3項に規定するサービスを提供する施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）

(10) 障害児者訪問系事業所

福祉施設等のうち次の事業所

- ① 障害者総合支援法第5条第2項から第5項及び第16項に規定するサービスを提供する事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援）
- ② 障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき市が実施する地域生活支援事業のうち訪問入浴サービスを提供する事業所
- ③ 児童福祉法第6条の2の2第4項及び第5項に規定するサービスを提供する事業所（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

(11) 障害児者相談支援事業所

福祉施設等のうち次の事業所

- ① 障害者総合支援法第5条第13項及び第19項に規定するサービスを提供する事業所（就労選択支援、相談支援）
  - ② 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定するサービスを提供する事業所
- (12) 補装具を提供する事業所  
福祉施設等のうち、給付金の申請日時点において本市と補装具費支給契約を締結している事業所又は令和8年3月1日までに本市が補装具費支給契約（新規・変更（事業所の追加に限る））の申請を受理した事業所
- (13) 訪問系事業所  
福祉施設等のうち、(2) から (12) に定めるもの以外のもの
- (14) 給付対象利用者総数  
福祉施設等のうち(2) から(9)に掲げる施設における各サービスに係る令和8年5月1日時点の定員数に30を乗じた数に12を乗じた数。  
ただし、令和8年5月2日から令和8年9月30日までに事業を開始した場合、指定又は届出に係る事業開始日時点の定員数に30を乗じた数に、事業開始月から令和9年3月までの月数を乗じた数とする。

(給付対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、神戸市内に所在する福祉施設等を運営する法人その他の団体又は個人事業主とする。

ただし、対象事業者が運営する福祉施設等のうち、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 申請期限（令和8年9月30日）までに事業を開始していない福祉施設等
- (2) 申請（第8条第1項の変更申請を含む）時点で事業を廃止している福祉施設等
- (3) 国及び地方公共団体が運営する福祉施設等

(給付対象経費)

第4条 給付金の交付対象となる経費は、対象事業者が負担する次に掲げる令和8年度における経費とする。

- (1) 光熱水費
- (2) 食料品費
- (3) 日用品費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(給付金の額)

第5条 対象事業者に交付する給付金の額は、対象事業者が運営する一の事業所又は施設における一のサービスにつき27,500円とする。ただし、別表に掲げる施設について

は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか高い方を給付金の額とする。なお、事業所が複数の事業を実施している場合は、サービスごとに給付金を交付する。

- (1) 27,500 円
  - (2) 別表に定める金額に給付対象利用者総数を乗じた額
- 2 障害児者訪問系事業所及び障害児者相談支援事業所については、事業の特性に鑑み、1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合においても、一事業所として給付金を交付する。
- 3 前2項にかかわらず令和8年度内に事業の廃止、休止等を行った対象事業者については給付金の額について所要の調整を行う。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条の規定に基づき、給付金の交付を受けようとする対象事業者又はその代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下本要綱において同じ。）によって、令和8年9月30日までの間に市長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付申請書兼概算払請求書（様式第1号）
- (2) 令和8年度収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条の規定による交付決定を行うときは、神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請後概ね30日以内に申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定した場合は、その旨を神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付金の交付決定にあたり、当該給付金の交付の目的を達成するために対象事業者に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を給付金の交付の決定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
  - (2) その他市長が必要と認める事項

(事業の変更等)

第8条 前条第1項による交付の決定を受けた者（以下「給付対象事業者」）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付変更申請書兼概算払請求書（様式第1号-2）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定変更通知書（様式第8号）により、給付対象事業者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第9条 市長は、第7条第1項による交付の決定（前条第2項の交付決定の変更を含む）をした場合には、給付対象事業者に対し、当該給付金の全額を概算払する。

（事業の中止又は廃止）

第10条 給付対象事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合においては、次に掲げる書類を事業中止（廃止）の日から起算して15日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1）神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- （2）神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書（様式第5号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第11条 給付対象事業者は、補助金規則第15条に基づき事業の実績を報告しようとするときは、事業の完了後、令和8年12月31日までに、神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定と精算）

第12条 市長は、補助金規則第16条による交付額の確定を行ったときは、神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金額確定通知書（様式第6号）により、速やかに給付対象事業者に通知するものとする。ただし、確定した給付金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

2 市長は、給付対象事業者に交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるものとする。

（給付金の返還等）

第13条 市長は、補助金規則第19条による給付金の交付決定の全部又は一部を取り消し

たときは、速やかに、その旨を神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該給付対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付を取り消した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

（検査及び報告）

第14条 市長は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて給付対象事業者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

- 2 給付対象事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（事務の委託）

第15条 市長は、この要綱の実施に必要な事務の一部を委託することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

（1）施行期日

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

（2）経過措置

令和6年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱（令和7年3月25日福祉局長決定）は廃止する。ただし、廃止前の要綱第6条の規定により令和7年5月30日以前に行った申請については、廃止前の規定を適用する。

附 則

（1）施行期日

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。

（2）経過措置

この要綱による改正前の令和7年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱に基づき令和8年7月5日までに行われた申請、その他の手続及びこれに係る交付額の確定、精算、返還、取消し、検査、報告等については、なお従前の例による。

別表（第5条関係） ※各区分は、第2条各号に定める区分をいう。

区分	給付額（月額）
（1）入所施設	66 円
（2）介護・高齢者入所施設	66 円
（3）障害者入所施設（区分①）	66 円
（4）障害者入所施設（区分②）	44 円
（5）障害児入所施設	44 円
（6）通所施設	22 円
（7）障害者通所施設	22 円
（8）障害児通所支援施設	22 円